

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成 28 年6月2日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500607号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600028号

第1 結論

請求者のA社における平成22年7月9日の標準賞与額を30万3,000円に訂正することが必要である。

平成22年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和47年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成22年7月9日

A社に勤務していた請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

賞与支給明細書を提出するので、調査の上、請求期間の標準賞与額を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された賞与支給明細書及びA社から提出された同社の関連会社であるB社発行の平成22年夏期賞与分請求書並びにA社の総務人事担当者の陳述から、請求者は、請求期間において、同社から賞与の支払を受け、当該賞与に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間に係る標準賞与額については、上記賞与支給明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、30万3,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成22年7月9日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所へ提出しておらず、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行して

いないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500613号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第1600009号

第1 結論

平成5年9月から平成6年2月までの請求期間及び平成8年4月から平成9年2月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和46年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成5年9月から平成6年2月まで
② 平成8年4月から平成9年2月まで

請求期間①について、私は、当該期間に勤務した事業所では社会保険に加入しないパート勤務であったので、名称は覚えていないが、役所へ平成5年9月頃に電話で国民健康保険とともに国民年金への加入手続の連絡をし、郵便局又は銀行の窓口で月額1万3,000円程度の国民年金保険料を送付されてきた振込用紙により毎月納付した。

請求期間②についても請求期間①と同様にパート勤務であったので、平成8年4月頃に、請求期間①と同じ役所に電話で国民健康保険とともに国民年金への切替手続の連絡をし、郵便局又は銀行の窓口で月額1万3,000円程度の国民年金保険料を送付されてきた振込用紙により毎月納付した。

国民年金の記録では請求期間①及び②の保険料が未納となっているが、平成5年4月に社会人になってからは常に年金に加入し、未納期間もなかったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成5年9月頃に役所に国民年金の加入手続の連絡をした後、送付されてきた振込用紙により請求期間①の国民年金保険料を毎月納付し、また、平成8年4月頃に同役所に国民年金への切替手続の連絡をした後、送付されてきた振込用紙により請求期間②の保険料を毎月納付したと主張している。

しかしながら、請求者は、国民年金の加入及び切替手続を行ったとする役所の名称については覚えていないとしている上、請求期間①及び②の住所地であるA市及びB市の各市役所での国民年金の手続についてもよく覚えていないとするなど、当該期間に係る国民年金の加入及び切替状況が不明である。

また、オンライン記録によると、請求者の基礎年金番号は、平成5年4月1日に取得した厚生年金保険の年金手帳記号番号を基に平成9年3月13日に付番され、平成13年1月10日に当該基礎年金番号により、遡って請求期間①及び②に係る国民年金被保険者資格の取得及び喪失の処理が行われたことが確認できることから、当該資格処理が行われるまで、請求者は、国民年金に未加入であり、当該期間当時において当該期間に係る国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張どおりに請求期間①及び②の国民年金保険料を納付するためには、当該期間当時において国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及び社会保険オンラインシステムによる氏名検索においても、請求者に手帳記号番号が払い出されていた形跡はない。

このほか、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。